

関 東 甲 信 越 地 区 中 学 校 長 会 会 則

第1条（名 称） 本会は、関東甲信越地区中学校長会（略称「関地区中」）と称する。

第2条（目 的） 本会は、関東甲信越地区の各中学校長会相互の緊密な連携を図り、中学校教育の振興を期する。

第3条（事務所） 本会の事務所は、関地区中会長在任県の事務局に置く。

第4条（構 成） 本会は、関東甲信越1都9県の中学校長会（以下「単位校長会」という）によって構成する。

第5条（事 業） 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 研究協議会の開催
- イ 教育に関する調査研究及び研修
- ウ 単位校長会相互の連絡協力
- エ 教育関係団体との連絡協力
- オ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第6条（役員・監事） 本会に次の役員・監事をおく。理事を除く役員・監事の任期は1年とする。

- ア 会長1名 イ 副会長2名 ウ 理事17名
- エ 監事2名 オ 幹事3名 カ 事務局長1名

第7条（役員・監事の選出） 本会の役員・監事の選出は、別に定める「役員・監事選出規程」に基づき、次の方法により選出する。

- ア 会長、副会長、監事は、理事会において選出する。
- イ 理事は、単位校長会で選出する。
- ウ 幹事及び事務局長は、会長が委嘱する。

第8条（役員・監事の任務） 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を遂行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 幹事は、庶務、会計を掌る。
- 6 事務局長は、事務を掌る。

第9条（会 議） 本会に次の会議を置く。会議は、会長が召集する。

- ア 理事会 イ 本部役員会 ウ 会計監査会 エ 事務局長会

第10条（理事会） 理事会は、会長、副会長、理事、幹事、事務局長で構成し、次の事項を審議、決定し、執行する。議長は、副会長が当たる。

- ア 予算及び決算に関すること。
- イ 役員の選出に関すること。
- ウ 会則の改正に関すること。
- エ その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

- 2 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、幹事、事務局長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第11条（本部役員会） 本部役員会は、会長、副会長、事務局担当県理事、幹事、事務局長をもって構成する。

- 2 本部役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に関する企画・連絡調整に当たる。

第12条（会計監査会） 会計監査は、年1回実施する。但し、別に中間監査を実施することができる。

- 2 会計監査会は、会長、副会長、事務局担当県理事、監事、幹事、事務局長で構成する。

第13条（事務局長会） 事務局長会は、会長、副会長、事務局担当県理事、幹事及び単位校長会事務局長で構成し、本会の事務、運営等について協議し、理事会に具申することができる。議長は副会長が当たる。

第14条（会 計） 本会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 負担金額は、中学校1校につき年額1,500円とする。
- 3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 付則
- 1 平成6年（1994年） 一部改正
 - 2 平成12年（2001年）6月6日 一部改正実施
 - 3 平成18年（2006年）6月21日 一部改正実施
 - 4 平成21年（2009年）1月30日 一部改正実施